平成２３年（フ）第１７５０号
横浜市金沢区並木２丁目12番14―504号
債務者　樋口　美和
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９０１号
横浜市瀬谷区橋戸１丁目25番地１　橋戸ハイツ４棟306号
債務者　酒井　義隆
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８６号
愛知県西尾市東幡豆町大境18番地80
債務者　川嶋　昭藏
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３３６号
愛知県刈谷市東境町上野16番地１　レオパレスフェリシア102号
債務者　田中　匡彦
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３４６号
愛知県安城市今本町２丁目４番16号　仲畔荘201
債務者　民本　房徳
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
釧路市昭和中央３丁目50番２号
債務者　中川　勝幸
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２００号
釧路市昭和中央３丁目50番２号
債務者　中川　和子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２０１号
釧路市星が浦北３丁目２番17号
債務者　礪波恵利子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２０２号
釧路市堀川町６番31号
債務者　高田　　淳
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第４２９号
川崎市幸区小倉1630番地　市営住宅２―302、前住所川崎市中原区西加瀬16番５―604号　ロイヤルステージ元住吉
債務者　蒲池　将裕
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４４９号
川崎市高津区新作５丁目４番16号　第二中村荘105
債務者　都丸　幸政
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
大分県豊後大野市三重町西畑8510番地
債務者　岩野　辰美
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時30分
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第１５号
大分県竹田市大字玉来1344番地　県営玉来住宅ＭＲＲ－１―305
債務者　菅　亜理砂
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前11時30分
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第１８９８号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平７番１―306号
債務者　鈴木　末子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８号
石川県七尾市神明町イ部20番地８
債務者　宮城　安男
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部